

国における再エネ関連委員会等開催状況（2023.3月分）

月日	内 容
3/2	<p>総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第50回）</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/050.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題 1：再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について ● 議題 2：再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用
3/9	<p>第21回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/021.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題 1：新規燃料候補の取扱いについて ● 議題 2：バイオマス燃料のライフサイクルGHGについて
3/14	<p>第45回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ</p> <p>出典：経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/045.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題 1：再生可能エネルギー出力制御の長期見通しについて ● 議題 2：系統連系に関する各地域の個別課題について
3/20	<p>脱炭素×復興まちづくりプラットフォームの設立について</p> <p>出典：環境省ウェブサイト https://www.env.go.jp/press/press_01350.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素×復興まちづくりプラットフォームの設立等
3/24	<p>再エネの FIT 制度・FIP 制度における 23 年度以降の買取価格等と 23 年度の賦課金単価設定</p> <p>経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324004/20230324004.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 23 年度以降の買取価格等と 23 年度の賦課金単価を公表
3/27	<p>総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第51回）</p> <p>出典：環境省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/051.html を基にして作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議題：再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について <p>※トピックスにポイントを記載</p>

※青文字部分を Ctrl キーを押しながらクリックするとリンクされます

再エネ等動向調査(R5.3) トピックス

総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (第 51 回)

出典：環境省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/051.html を基にして作成

● 議題：再エネ業務管理システムの不正閲覧事案について

・前回開催からの進捗状況

前回の本委員会において、一般送配電事業者に付与していた ID 等を利用して小売電気事業者が**再エネ業務管理システムを不正に閲覧した事案**について、概要及び報告徴収の実施状況について報告。

・報告事案概要①

一般送配電事業者から ID 等が**流出した経緯**は概ね、①送配電担当者が小売担当者に共有 ②送配電担当者が小売へ転籍等、転籍後に利用・共有 ③社内システム上での共有に大別。

みなし小売電気事業者は、交付金申請関係や問い合わせ対応、主に事務手続の効率化のためシステムを閲覧。

全社共、閲覧情報を営業活動目的には利用していないとの回答。

再エネ業務管理システムから確認された主な閲覧項目は以下のとおり。

- (1) 認定計画に関する基本情報設備 ID、事業者名、設置者名(企業の場合、代表者名)、事業者住所規定法人該当性、認定年月日(新規認定)、認定年月日(変更認定)、申請年月日
- (2) 発電事業の内容に関する情報運転開始年月日、調達価格、調達期間満了年月、接続契約締結日失効に係る情報(失効まで の期間等)
- (3) 再エネ発電設備に関する情報電源種別、設備容量、設置場所、発電所名称、パネル容量、メーカー・型式配線区分、設備の設置形態(屋根置き等)

・電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取

報告徴収の結果を受け適正な情報管理のあり方及び適正な競争関係の確保の観点から意見聴取を実施。

全ての一般送配電事業者及びグループ内小売電気事業者の**再エネ業務管理システムに係る ID・パスワード管理の不徹底による業務運営**について、情報の適正な管理及び適正な競争確保の観点から不適切であったとし、以下の対応をとることが望ましいとの回答があった。

- ◆ 一般送配電事業者に対し、社員等が特定関係事業者の社員等に対して**再エネ特措法の業務に関して知り得た情報を漏洩**しないように、**行為規範の策定や社員教育など有効な対策を講じる**よう求める。
- ◆ 一般送配電事業者に対して、パスワードの定期的な変更など、**適切なパスワード管理の徹底**を求める。
- ◆ **再エネ業務管理システム**に関し、一般送配電事業者に対する **ID・パスワードの付与方法の見直し**を検討。
- ◆ **みなし小売電気事業者と一般送配電事業者**に対して**再エネ特措法の業務に関して知り得た情報の提供を働き掛けないよう、行為規範の策定や適切な社員教育等**を施すと共に、**定期的な社内監査**を求める。

・議論いただきたい事項

一般送配電事業者には、**再エネ特措法上、情報の目的外利用の禁止が規定**されている中で、**中立性確保のため厳格な情報管理**が求められる。規律を前提に、みなし小売電気事業者においても、公正な競争の確保の観点から必要な行動が求められる。今回の**再エネ業務管理システムの不正閲覧事案**は、適正な情報管理のあり方及び適正な競争関係の確保の観点から不適切であることに加え、**電気事業の中立性・信頼性に疑念を抱かせるので、再発防止を含め厳格な対応**が求められる。

加えて本件は経産省が保有するシステムに関する情報の取り扱いについての事案であることから、ID 等の付与方法の見直しを含めて、経産省が管理するシステム運用の改善を行うことが不可欠である。

本事案への対応案として上記のような視点から議論。

なお、大手電力における新電力の顧客情報管理不備・利用問題について、別途電力・ガス基本政策小委員会や電力・ガス取引監視等委員会において行われている議論にも十分に留意する必要がある。

・検討の視点1：一般送配電事業者における対応について

組織として意図的にみなし小売電気事業者に対して情報を提供したとの事実は確認されていない。一方で、社員等が情報漏洩に対して有効な措置を取らない場合、中立性の観点から不適切で、各社にて**情報管理を徹底する適切な防止措置**を講じ、**情報管理の徹底のため、以下の①②③の改善と具体的な課題の解消が必要。**

①組織としての情報管理のあり方

送配電の社内でのID等を閲覧できる社員が限定されていない。また、定期的なパスワードの変更がされていないことより、**情報セキュリティ管理体制やマニュアルの形骸化。**

②情報取り扱いに関する社員の意識のあり方

送配電限定IDの利用が許可されている認識の欠如と業務に際して知り得た**個人情報取り扱いの認識の欠如。**

③定期的な社内監査の実施等

・検討の視点2：みなし小売電気事業者における対応について

再エネ業務管理システムの不正閲覧情報を、組織又は個人としても営業活動に使用したという事実は確認されないが、情報の活用による業務効率性の点において、適正な競争関係確保の観点から、不適切であると考えられる。今般の事案においては、主に一般送配電事業者の**担当者に対する情報提供の働きかけを行いID等、入手していることから、以下の①②③の定期的な社内監査の実施の改善と具体的な課題の解消が必要。**

①社員の行為規範の策定と社員教育による徹底

法令の不知と非公開情報閲覧の不適切さと認識不足や、**情報セキュリティ管理体制やマニュアルの形骸化。**

②外部システムの活用の可否を含めた情報管理体制

運用する際の情報の取り扱いに関する**マニュアルの不存在又は形骸化。**

③定期的な社内監査の実施等

・検討の視点3：再エネ業務管理システム運用のあり方

再エネ特措法に基づき、一般送配電事業者には**情報の目的外利用の禁止が規定**されている中、これまでの**再エネ業務管理システム運用**でID等を付与した上、その管理のあり方については、各社の情報管理体制の下での運用。再発防止にあたっては、各事業者における対策のほか、**再エネ業務管理システムの運用自体を見直し、ID等の使い回しの禁止や情報の目的外利用の防止を徹底することが重要。**

今回の事案が確認された2月6日以降、全ての一般送配電事業者向けアカウントの利用を直ちに停止したがシステム運用の観点からは、一般送配電事業者毎に一つのIDの付与となっており、**パスワード変更方法やシステムの利用者が、各社の情報管理体制や業務実施体制の下に委ねられ、再エネ業務管理システムへのアクセス状況等について監査が行われていなかった等の課題の解消が必要。**

尚、システム関係については、システム関係の専門家等による外部有識者検討会を新たに開催し、本日の議論も踏まえ、**システム運用の議論・見直しや、フォローアップ**を行う。

参考1：業界団体、一般送配電事業者各社は、行為規制等遵守に向けた取り組みについて電気事業連合会及び一般送配電事業者各社からプレスリリースが実施された。（3月17日）

参考2：一般送配電事業者の禁止行為（再エネ特措法上の規定 第19条第1項第1号）

再エネ特措法上、一般送配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づく供給に関して知り得た認定事業者等に関する情報を、当該供給に係る業務などの業務の用に供する目的以外のために利用、提供することは禁じられている。

参考3：一般送配電事業者等に対する報告徴収（再エネ特措法上の規定 第52条第1項）

再エネ特措法上、一般送配電事業者、小売電気事業者等に、報告徴収及び立入検査を実施可能。